

旧河北総合病院解体工事に係る協議の進捗状況について

区、樺興産株式会社及び社会医療法人河北医療財団（以下「医療財団」という。）の三者は、阿佐ヶ谷駅北東地区土地区画整理事業に個人共同施行により取り組んでいるところです。

本年2月の総務財政委員会への報告以降も、区は、阿佐ヶ谷駅北東地区土地区画整理事業施行協定書（以下「施行協定書」という。）第7条第1項の規定に基づき、現に土地を利用している者が、杭等の地下構造物等を全て除去することを前提に、医療財団と旧河北総合病院解体工事における地下構造物等の取扱いに関して、「旧河北総合病院解体工事における地下構造物等の除去解体範囲に関する確認書」（以下「確認書」という。）の締結に向けた協議を継続してきましたので、その状況を報告します。

1 確認書の位置づけ

確認書は、杉並第一小学校の開校時期がさらに遅れることを避けるため、旧河北総合病院解体工事に伴う学校建設工事の支障となる地下構造物等の取扱いに関する事項を整理するものであり、区と医療財団で見解が異なる施行協定書第7条の解釈について、双方の見解を一致させるものではない。

2 協議状況

区と医療財団との間で確認書の内容について協議を重ねた結果、学校建設工事の支障となる地下構造物等の除去範囲については合意に至り、令和8年10月中旬を目途に確認書を締結する方向で調整を進めている。

3 確認書締結により確認される事項

（1）学校建設工事の支障となる地下構造物等の除去範囲

当面の学校建設工事の支障となる地下構造物等の範囲を確認する。

（2）除去解体工事の履行確認

区は、除去解体工事期間中に現地確認を行うことができるほか、必要に応じて工事記録や写真等の提出を求めることができることを確認する。

(3) 除去解体工事完了後の報告

医療財団は、工事完了後に実施記録や記録写真等を付した報告書を区へ提出し、除去解体の履行状況を報告することを確認する。

(4) 一部地下構造物等の存置に基づく損害賠償請求権

除去解体工事後、一部地下構造物等が存置されることに基づく、区の医療財団に対する損害賠償請求権の有無について、区及び医療財団は、相互に相手の主張を認めるものではないことを確認する。

4 存置される地下構造物等の今後の取扱い

医療財団により存置される地下構造物等の取扱いについては、学校関係者や地域住民等の意見も踏まえながら、今後の土地利用や周辺環境への影響等を総合的に勘案し、その方針を決定する。

5 今後の主なスケジュール（予定）

令和8年10月中旬 確認書締結

令和8年10月～11月 存置される地下構造物等の取扱いに関する学校関係者や地域住民等からの意見聴取

令和8年12月 存置される地下構造物等の今後の方針決定